玉 際労働機関 I L O との協力終止関係史料

神 Ш 晃 令

た。(4) を調停ハ固ヨリ之ヲ排除スルヲ当然トスル」との方針を固めつつあっ至調停ハ固ヨリ之ヲ排除スルヲ当然トスル」との方針を固めつつあっ して、 平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ平和各般ノ企図 二〇日の九国条約会議への参加招請に対しても、二七日本件会議が「時 那ニ対スル援助ヲ為シ得ル程度ヲ考慮スヘシ」との決議を採択し、同 取敢支那ニ対シ精神的支持(moral support)ヲ与へ且各国ニ於テ支 年七月七日の日中戦争勃発に対する八月三〇日の中国政府の提訴に対 的乃至技術的事業に対する協力は継続されてきた。 後亦協力シテ渝ルナシ」との詔勅に見られる如く、 局収拾ニ毫モ資スル所ナカルベキヲ以テ、帝国政府ハ茲ニ参加ヲ拒絶 条約違反ナリトシ九国条約締約国ノ会議ヲ催シテ解決ヲ計ルヘク、 通告及び同一〇年三月の連盟脱退確定に際しても、 和八年三月二七日の日本の国際連盟 一〇月六日連盟総会が、「帝国ノ対支行動ヲ以テ不戦条約及九国 日本政府は 此 ノ如キ予メ帝国ヲ被告ノ地位ニ置ク干渉乃 (以下「連盟」と略す) しかし、 昭和天皇の 連盟の平和的 昭和一二 「国際 脱退 人道 I ハ 向 不

問

関

「プラハ決議 問 題

ラズ」との報告がなされた。但しその際、 決議ハソノ継続トミルベキモノニシテ一般新聞紙モ特ニ之ヲ報道シ居 以来各国加盟団体ニ対シ反日行動ヲ勧告シ居レルモノニシテ御来示 際労働組合聯合ハ事件当初来十月始メ英国労働組合大会ノ反日的 ニ発表シタル 決議ハ単ニ労働団ニ於テ為シタルモノニシテ国際労働組合聯合機関 Prague ニ於ケル其ノ他ノ公開ノ席上日支問題ニ触レタルコトナク該 務所長から広瀬久忠内務省社会局長官宛に、 為として誹謗する決議がなされたとの通報がもたらされたのである。 、提出スルコトトシ」、この抗議に対して、 い合わせの結果、一一月二九日在ジュネーヴ北岡寿逸ILO帝国事 このような時期、 (以下ILOと略す) 「労働団ノ名ニ於テカカル決議ヲ発表シタルコトヲ遺憾トシ抗 ノ外 Prague 其ノ他ニ於テ特ニ発表シタル形跡ナシ尚国 チェコスロヴァキアのプラハで開催の国際労働 理事会において、 北岡IL〇帝国事務所長か 日本の対中国行動を侵略 ILO事務局では 「理事会ニ於テハ勿論

な説明電報が送付されてきたのである。 (Edward Phelan) から鮎沢巌ILO事務局東京支局長へ次のようトシツツアル情勢ニ鷲キタルト見エ」、同事務局次長フィーラン決議ヨリ我方ノ国際労働機関其ノモノニ対スル協力カ問題トセラレン

action.)° 0 何等ノ決議ヲ可決シタルコトナク、 国際労働理事会ハ今次ノ事変ニ関スル日本ノ政策又ハ行動ニ就テ expressed any (Governing Body opinion has on not 又何等ノ意見ヲモ表明シタル Japanese adopted any resolution policy or

問題ニ言及シタルコト更ニナシ。サレタル事実モナク、且理事会会合ノ席上何レカノ代表委員ガ該又、代表委員又ハ代表団ヨリ理事会ニ対シ此ノ種ノ決議案ガ提出

体成シタルモノナルガ(resolution adopted by certain 作成シタルモノナルガ(resolution adopted by certain mac、該会合ニ就テ流布セラレツツアル情報ハ極メテ誤解ヲ誘発加之、該会合ニ就テ流布セラレツツアル情報ハ極メテ誤解ヲ誘発加之、該会合ニ就テ流布セラレツツアル情報ハ極メテ誤解ヲ誘発が高調「決議」ナルモノハプラーグニ於テ労働者若干名ガ会合シテ所謂「決議」ナルモノハプラーグニ於テ労働者若干名ガ会合シテ

ノニシテ、偶々斯ル誤解ノ発生シタルコトハ深ク遺憾トスル所ナ国際労働機関ハ終始一貫日本ノ協力ニ対シ最大ノ価値ヲ認ムルモ

IJ

ヲ懇請スルノ措置ヲ執リタリ。以上ノ趣旨ノ声明ヲ為シ、然ル可ク日本政府へ伝達セラレムコト国際労働局ハジュネーヴ駐在ノ日本政府代表北岡寿逸氏ニ対シテ国際労働局ハジュネーヴ駐在ノ日本政府代表北岡寿逸氏ニ対シテ

昭和一二年一二月一五日

ジュネーヴ 国際労働

このようにして、いわゆる「プラハ決議」問題は一応の収まりをみた。

ILO総会への「不完全代表」

武ヲ進メ着々戦果ヲ挙ゲツツアルモ支那事変ハ由ツテ来ル所遠ク事態 明 究スルコトト致シ度シ」としたのである。 事務所長ヲ政府代表委員トシテ出席セシムベキヤ否ヤニ付テハ更ニ考 生省発労第一号)、 第三号)し、その際、「瑞西国『ジュネーヴ』駐在国際労働機関帝国 ヨリハ代表委員ヲ派遣セザルコトト致度」との二二日付閣議請議 予定のILO総会に対して、「今回ハ我国現下内外ノ情勢ニ鑑ミ国内 資料によれば、 ところが、 翌昭和一三年一月二四日の閣議は、来る六月二日に開 「帝国ハ東亜永久ノ平和ノ為ニ支那ニ対シ膺懲 いわゆる「不完全代表」の参加を決定 その理由は、 閣議請議案説 (内閣厚甲 厚

たのである。 スル 同機関脱退ヨリ来ルベキ影響等ニ関シ簡単ニ電報委細郵報アリ 在ジュネーヴ宇佐美珍彦国際会議帝国事務局長代理兼総領事に対 国内ヨリ派遣セザルコトヲ適当トス」というものであった。 シヨナル」ト第三「インターナシヨナル」トノ接近提携具体化セント 最近国際労働機関ノ有力ナル労働者側代表ノ属スル第二「インターナ 之候」との、 務所長からは、 ルニ付今次総会ニ際シテハ成ルベク各方面ト接触シ貴方限リノ印象及 アリ右ニ関シテハ外務省トシテ厚生省ト別個ニ意見ヲ樹ツル必要モア て、「将来斯ル協力ヲ継続スルコトノ可否ニ関シテハ考慮スヘキ点多々 謂人民戦線派若クハ民主主義的色彩ノ度ヲ増シタルヤニ見受ケラレマ セシムルガ如キ時期ニ非ズト信ズ トシテハ国際労働総会ニ国内ヨリ代表委員ヲ派遣シテ労働問題 ·訓令がなされた。この訓令に対して、 推移亦遽ニ予断ヲ許サザルモノアリ此ノ重大ナル時局下ニ在 伊 閣議決定に関して、 .模様アリコレ等ノ形勢ヲ監視スルノ要アルベク本年ハ代表委員ヲ ノ脱退ソビエットロシヤノ加入、 次の意見書が三谷隆信条約局長に私信の形で送られてき ILOからの脱退は 外務省では五月一八日広田弘毅外務大臣から 尚国際労働機関ノ現状ヲ見ルニ 「小生の甚だ了解に苦しむ處に有 早速現地の北岡IL〇帝国事 フランス国ノ左傾等アリテ所 そして 食」と ラ論 ル我国

愈々重大を加へ 内外の状勢誠に憂慮に堪えず 唯貴下等が外交拝啓 其の後打絶えて御無沙汰申上候 貴下御帰国以来時局は

・中枢にありてベストを尽し居らるる事とのみ考へてやや安堵致

し居候

題と考へ居る様にて** るも 存候 却説過般来国際労働機関脱退問題に関して種 るに相当熱意あるも 議会に於ける質問応答を見るに厚生省ては本機関に留置]地の情報は遅延且簡単にて常に隔靴掻 もし果して然りとすれば 外務省の方では寧ろ冷淡にて脱退も時 々御 痒の感なき能はざ 小生の甚だ了 配 意煩 し候 事と O問

に苦しむ處に有之候

衛主相宛の電報御承知の事と存候) 要するに本機関に留つて害物の別地よりすれば我国は唯引ずられ気味 本機関の参加労働立法の見地よりすれば我国は唯引ずられ気味 本機関の参加の際に於ける労働団の決議なるものは本機関と何の関係無し 本の際に於ける労働団の決議なるものは本機関と何の関係無し 本の際に於ける労働団の決議なるものは本機関に留るべきや否やは主とこの見地より見るに曩に我国の與論を刺激したるプラーグ理事会の際に於ける労働団の決議なるものと愚考仕候 るに努めつつある處に有之(之に関し一月末局長バトラーより近後関及事務局はかかる政治的に利用せらるることは極力之を避くるに努めつつある處に有之(之に関し一月末局長バトラーより近後関及事務局はかかる政治的に利用せらるることは極力之を避くるに努めつつある處に有之(之)とは、大田の大とは隔段の相違にて、「こう」とは、大田の大田の大田の電報の事と存候) 要するに本機関に留つて害のですがある。

も 日本の商品の進出に当り 之をソシアルダンピングなりとして得べき積極的実益に就ては事の性質上計量的に示すこと得ざるし―さるる危険あること否定することを得ず 更に本機関に留っ一方脱退の暁には本機関か反日悪宣伝に利用―特に労働条件に関

なき事は確実と存候

要なる地位を有すべしと存候要なる地位を有すべしと存候で攻撃したる際総会に於て日本代表か之か防戦に努め、事務局にて攻撃したる際総会に於て日本代表か之か防戦に努め、事務局にて攻撃したる際総会に於て日本代表か之か防戦に努め、事務局にて攻撃したる際総会に於て日本代表か之か防戦に努め、事務局にて攻撃したる際総会に於て日本代表か之か防戦に努め、事務局にて攻撃したる際総会に於て日本代表か之か防戦に努め、事務局にて攻撃したる際総会に於て日本代表か之か防戦に努め、事務局に

総会に提出せらるる局長報告 すれば決して他国に劣らさる事を示すに努めつつあり 以って之を計るときは低きも に有之 最近各国生計費の調査に当りても日本の生活費は金銭を る限り之を日本の有利に使用すべき事は常に小生等に語り居る處 となす事なりと存候 き事と存候 活条件の低き国よりの輸出を防止するの必要を認めたる一節 することに於て 報告を基礎とする国際経済会議の開かるべきは想像に難からず 現下の政情の下には影薄きも欧洲の政情平定せばバンヂーランド 而してバンヂーランド報告は御存じの通り通商障害の撤廃を主張 もし日本か生活条件低き国との刻印を押されんか之実に由々し この場合重要なる一事は国際労働機関を日本の味方 正に本邦の希望に一致するも 而して国際労働事務局の幹部は資料の存す (別途一 カロリー 部送付申上候) - 其の他の営養素を以って 同報告中には生 には頗る日 又本年の

果さず 今度バトラーも辞職することとなり遂にこの日本に理解の場合国際労働局を味方にするか敵に利用さるるかに依りて利害の差計り知るべからすと存候 国際労働局の日本に対する理解を一層深くする為局長を日本に迎回際労働局の日本に対する理解を一層深くする為局長を日本に迎の差計り知るべからすと存候 この言説の如き何の価値もなしと云へば其迄なるも国際政局が今少の言説の如き何の価値もなしと云へば其迄なるも国際政局が今少の言説の如き何の価値もなしと云へば其迄なるも国際政局が今少の言説の如き何の価値もなしと云へば其迄なるり遂にこの日本に理解

務局の希望に有之然し有能にして且同一の傾向ある高級幹部を日本に派し度きは事然し有能にして且同一の傾向ある高級幹部を日本に派し度きは事と興味とを有する人を日本に迎ふる日を永久に失ふ事と相成候

以上卑見順序も無く申述べ候 本問題に関する貴見及外務省の空御厚配を御願する事と存候 基の際は又種々事件一段落し機熟し次第右希望実現させ度存候 其の際は又種々

気御洩し下さらば幸甚に存候と出身見順序を無く申込へ修一本問題に関する貴見及外務省の

人間の宿業の深きを痛感致され候 唯小生身体丈は頑健乍他事御

欧洲の政局は中々好転せず当地も空襲の用意の

み切

安心下され度候

三谷隆信 様

本ビイキの一節あり、

貿易通商問題に何の権限もなき労働事務局

* 1

昭和一三年一月一六日付

『朝日新聞』掲載「木戸厚生相はどう裁く?

寿府 北岡寿逸

情谷記録」と略す)B516「国際連盟労働総会関係一件」第四巻)。 「基準とする新な国際労働戦線の樹立といふ事も一考さるべきで、 事とする新な国際労働戦線の樹立といふ事も一考さるべき意見である とは思ふ、我々としては今の所代表派遣の積りでゐるが、大臣や政府 直脳がどう裁断されるか、何れにせよ、外務省とも合議の上近日中に は決定すると思ふ」とある(外務省茗荷谷研修所旧蔵記録(以下「茗 は決定すると思ふ」とある(外務省茗荷谷研修所旧蔵記録(以下「茗

九巻)。

Sixty-eighth 마) (Report of Mr. Fernand Maurette, 行為である、とするならば、かく定義せられた意味ではソシアル・ダ の水準に保つ結果として生産費を低減し、 品の輸出について、これを生産する企業における労働条件を劣悪化す ンピングは日本に存在しないと言へるであらう(it 「モーレット氏報告書」

(国際労働局調査編輯 『世界の労働 十一月 his social dumping, defind 又は労働条件がすでに低い水準にある場合においてこれをこ Mission to Japan, 3-21 April, 1934. C.B.66/17/1010 Session)「ソシアル・ダンピングを定義して、 in that way, 以て輸出を促進せんとする Assistant Director may be does not exist 自国の製

*3「バンジーランド報告」(「国際連盟経済委員会ノ連盟理事会ニ対スル*3「バンジーランド報告」(「国際連盟経済委員会ノ連盟理事会ニ対スル

Japan) J°

モノナリ」(外務省記録 B.9.7.0.5「国際連盟経済委員会関係一件」第経済上ノ混乱ガ如何ニ政治上ノ困難及ビ紛争ニ影響スルカヲ熟知スル直接且重大ナル影響ヲ及スコト事実ナリト雖モ逆モ亦真ニシテ吾人ハ

4「バトラー局長報告」(「局長報告 一九三八」(昭和一三年七月一日 国際 労働局東京支局編輯兼発行)(Report of the Director. Twenty-Fourth Session Geneva 1938)(茗荷谷記録 B517「国際連盟労働総会関係一件」第五巻)。

*5 三谷が昭和一二年三月パリから帰朝の途次乗船したクイーン・メ いー号には、四月二日から米国ワシントンで開催予定のILO(Textile 「私(三谷)も食卓は此の人々の仲間にいれられた」という。その際 「私(三谷)も食卓は此の人々の仲間にいれられた」という。その際 「私(三谷)も食卓は此の人々の仲間にいれられた」という。その際 がトラー事務局長の日本招請の話がでたのであろう。なお、同船には 後に駐日英国大使となるクレーギー(Robert L. Craigie)夫妻も乗船 していたという(三谷隆信 『回顧録』(昭和五五年一一月、自費出版) 八五—八七頁)。

際はモレット(Fernand Maurett)ILO仏国支部局長死去に伴う後ルド カレッジ(Nuffield College)の学長就任のためとされたが、実の突然の辞表提出は、表向きにはオックスフォードに新設のナフィーなお、本書簡で言及している、四月二八日バトラーILO事務局長

る仏国政府との確執にあったという。 任にヴィップル(Marius Viple)ILO情報報道局長を当てようとす

上最モ当ヲ得タルヤニ思考セラル 局長からの、「簡明率直ニ現次長 Winant ヲ支持スルコト諸般ノ情勢 対する支持について請訓するものであった。これに対して、三谷条約 局長就任の場合フィーラン(Edward J. Phelan)副局長昇格の提案に スルヲ可ト認メラル」として、更にワイナント(John G. 国政府ニ留任運動ニ賛成スルヤ否ヤヲ問ヒ若シ其ノ賛成ヲ得ルニ於テ あり、これは外務省三谷条約局長にも通報された。それは、「局長後 ヤニ思考ス尚現次長 Winant ノ支持ニ関シテハ英国側ノ支持ノ有無等 テ成功ノ見込殆ド無之従テ我方ニ於テ進デ之ヲ試ムル必要ナカルベキ トハ殆ド見込ナシ英国ガ Winant ニ賛成スルニ於テハ本邦モ之ニ賛成 政治的影響ニ付テハ単ナル推測ノ外何等情報ナシ、本邦トシテハ日本 ズ事務的ニハ Phelan ニ及バズ Winant 合之ヲ支持スルモノナリト言フ Winant 旨当地米国政府代表ヨリ情報ヲ得タリ 任トシテ米国政府関係者ハ現次長 岡ILO帝国事務所長から成田一郎厚生省労働局長に次の意見具申が ハ考慮スル必要ナカルベシ更ニ Phelan 留任ヲ主張スルヲ可ト認ム然レドモ仏国政府ガ右留任ニ賛成スルコ 、問題ニ理解アル現局長ノ留任ヲ最上ト信ズルヲ以テ仏国政府及ビ英 そしてこのバトラーILO事務局長後任に関しては、五月二三日北 現局長ノ留任運動ハ事実問題トシ Winant ヲ推薦スルニ決シタル ノ副局長昇格ニ関シテハ成行 而シテ右ハ米国ノ二大労働組 ハ就任日浅ク仏語ヲ解セ 局長就任ノ場合本機関 Winant)

> ヲ採ラザル様留意セラレタシ」と訓令されたのである。 リシ場合ハ貴見ノ通賛成シ差支ヘナシ尚凡ユル場合ニ於テ主動的立場ズ Winant ヲ支持セラレ度 Phelan ヲ副局長ニ昇格セシムル提案アリシ場合ハ貴見ノ通賛成シ差支ヘナシ尚凡ユル場合ニ於テ主動的立場メラル」との回答を得て、厚生省労働局長から北岡所長へは、「『バトメラル」との回答を得て、厚生省労働局長から北岡所長へは、「『バトメラル」との回答を得て、厚生省労働局長から北岡所長へは、「『バトメラル」を開発している。

第二四回ILO総会

 \equiv

このようなバトラーILO事務局長後任を巡る厚生省と外務省とのやりとりを経て、六月三日開催の第二四回ILO総会には北岡ILOであったが、「代表数を四分の一に減じて我が代表の戦闘力も亦た四四名の代表が参加して、それぞれの立場から日本の立場を表明すべきであったが、「代表数を四分の一に減じて我が代表の戦闘力も亦た四票より一票に減殺された訳である」と、鮎沢ILO東京支局長は嘆息票より一票に減殺された訳である」と、鮎沢ILO東京支局長は嘆息した。

トシテ一先ツ却下」した。しかし、それにも拘わらず更に六月一一日の結果、七日の幹部会においてこれを「議題ニ加フへキモノニアラスのである。しかし本件については北岡代表とILO総会議長との懇談書ヲ蒙レル労働者ノ救済問題研究方ノ提案ヲ含ム決議案」を提議したところが、このILO総会に於いて中国代表は、「所謂侵略戦争ノ被ところが、このILO総会に於いて中国代表は、「所謂侵略戦争ノ被

状態及衛生状態改善ノ為出来ル限リ努力シツツアリ右カ支那民衆ヲ救 府カ無辜ノ民衆ニ何等敵意ナキコトハ言フ迄モナク政府ハ隣国 機関ト協力ヲ続ケ居ルハ同機関カ全ク非政治的機関ナルカ故ナル 同代表は、 久平和ヲ確立シテ日支ノ共存共栄ヲ増進スルニアル旨ヲ説明シ帝国政 ヲ明白ナラシムル為」として、 フ迄モナシ依テ茲ニ政治問題ノ論議ヲ上下スル意思ハ毛頭ナキモ事実 本会議ニ於テ取上ケラレタルハ遺憾ナリ日本カ国際聯盟脱退後モ労働 請」したのである。これに対して北岡代表は、 ノ上支那大衆ノ困苦ニ関スル本演説ヲ局長ガ聯盟ニ通告センコトヲ要 唯 一ノ途ナルヘシ」と反論した。 広東空爆トニ関シ数字ヲ上ゲ説明シ国際聯盟ノ諸決議ヲ引用 「日本ノ名ヲ上ゲサリシモ戦争ニ依ル工場ノ破壊、 「帝国政府ノ目的トスル所カ東亜 「純然タル政治問 労働 [ノ産業 題カ 一ノ永 ハ言 者

も、その影響につき次のように報告してきたのである 国際会議帝国事務局長代理兼総領事からは、内心脱退には反対ながら をして、このようなILO総会の状況をみて、在ジュネーヴ字佐美

ヲ綜合スルニ労働事務局側及総会代表中真面目ナル者ハ我方脱退ノ点ハ別問題トシ過般労働総会ノ経過及諸方面ト接触シタル印象へク又財政上ノ考慮等ヨリシテ脱退論モ生スヘシト存スル処是等処理自体ヨリセハ当分同機関トノ実質的協力困難ナル事情モアル協力ヲ継続スヘキ訳ナルカ戦時体制下ニ在ル我国トシテ労働問題聯盟脱退当初ノ方針ヨリセハ労働機関カ政治化セサル限リ之トノ

退ストセハ右策動ハー層表面的トナル惧アリ此ノ点ハ時局柄対外方ニ不利ナル結果ヲ及ホスコトモアルヘク若シ我方カ同機関ヲ脱明、此ノ情勢ヲ助長スル上ニ効果アルヘシ労働機関(脱)労働者加ハ此ノ情勢ヲ助長スル上ニ効果アルヘシ労働機関(脱)労働者加ハ此ノ情勢ヲ助長スル上ニ効果アルヘシ労働機関(脱)労働者加ハ此ノ情勢ヲ助長スル上ニ効果アルヘシ労働機関(脱)労働者加ハ此ノ情勢ヲ助長スルとニ効果アルへク若シ我方カ同機関ヲ脱ラ惧し支那側及労働者側ノ策動ヲ抑ヘ会議カ支那問題ノ如キ政治

ILOとの協力終止

宣伝工作ノ見地ヨリ考慮ノ要アリト存ス

四

制裁決議がなされるに至ったのである。 ス尚個別的ニ第十六条ニ規定セラルル措置ヲ執ル 対する「第十七条第三項ニ依リ第十六条ノ規定ハ現状ニ於テ適用セラ 招請理事会決議及び二二日の招請拒絶回答を経て、 盟自身ノ利益及一般平和 約十七条ノ規定ヲ遅滞ナク適用スヘキ」ことを要請し、 一二日開催の総会において中国代表顧維鈞 日本ニ対シ規約第十六条適用ノ結果我方カ労働機関ト 他方、 ・得へク従テ聯盟国ハ前記認定ノ上ニ従前ノ 周知のごとく九月九日開催の第一〇二回連盟理事会及び同 ノ為並ニ支那ニ対スル正義ノ精神ヨリシテ規 その際、 如ク行動シ得ルノミナラ (Ku Wei-chun) コトヲ得」との対日 ILO事務局では 同三〇日日本に 一九日の対 ノ協力ヲモ断 は、 日

付されてきていた。 (26) can 働協力継続論を唱ふべきものではなかったか」という、 所長より西村熊雄条約局長宛に である。この閣議決定に対しては、 付された。この間、 関ヨリノ脱退ヲ考慮セサルヘカラサル立場ニ在ル次第」との公信が送 co-operation 般国際聯盟理事会ノ日支事変ニ対スル規約第十六条適用ニ関スル報告 League)」として、連盟との協力終止を示唆する情報部長談話が公表 コト困難トナラサルヲ得ナイ 事茲ニ至ツテハ従来帝国カ聯盟ニ対シ執リ来ツタ方針ハ是ヲ維持スル 日制裁適用ニ関スル報告ヲ採択シ日本ト聯盟ノ対立関係ハ明トナツタ 連盟規約第一六条適用に対しては一〇月三日付で、「今ヤ理事会ハ対 絶スルニ至ランコトヲ危惧シ居ルモノノ如ク」、 - 日本カ此ノ事態ニ拘ラス労働機関ニ対シ協力ヲ継続センコトヲ希望 (ノ結果帝国政府トシテハ聯盟トノ協力関係ノ絶縁従テ国際労働機 、翌四日付けで堀内謙介外務次官より広瀬久忠厚生次官宛には「今 遂に一〇月一四日、 北岡IL〇帝国事務所長に要請したという。 but she find 外務省内では種々の関連調書を作成するなど検討 has difficult hitherto この協力終止の方針が閣議決定されたの 「外務当局は国交及通商上より国際労 (as to 同 ಬ 一〇日付で北岡IL〇帝国事務 pursued maintain the result of which Japan バトラー事務局長は、 toward policy of しかし、この 次の書簡が送

拝復 去る六月二十一日附の御手紙有難う御座いました その!

事の巻き添へを喰って別るるに至った事誠に残念ですするか如き立場にあった労働機関殊に事務局とこんなつまらないか大分根本的なので躊躇して居る中、外務省の協力無用論か反映となりました。小生としては近時頗る親日的で事毎に日本を弁護となりました。小生としては近時頗る親日的で事毎に日本を弁護となりました。小生としては近時頗る親日的で事毎に日本を弁護して居る中、外務省の協力無用論か反映が大分根本的なので躊躇している。

ないと考へて居ます 貴下は是厚生省当局の消極的態度と云ふでに悪影響のある虞はあっても日本の労働立法の進歩には何等影響面てはない 労働機関か対日悪宣伝に利用せられ日本の通商方面の結果悪い影響かあるとすればそれは外務省の方面、厚生省の方の結果で自業自得(?)と云ふでせう 然し小生は労働機関脱退費下並に外務省の方々は是社会局―及厚生省―多年の消極的態度

せう

その通りてす

備に精進して居たら―そしてそれか少しても巧妙を欠いたら―恐問題に就ては参考となる事も多いですか―こんな事の為に分担金問題に就ては参考となる事も多いですか―こんな事の為に分担金国際労働会議を理由とすると日本では評判悪いのです。 貴下の日国際労働会議を理由とすると日本では評判悪いのです。 貴下の日本のるに国際労働会議のやってる事は職業病とか災害防止とかの純技術的国際労働会議のやってる事は職業病とか災害防止とかの純技術的国際労働会議のやってる事は職業病とか災害防止とかの純技術的国際労働会議のやってる事は職業病とか災害防止とかの純技術的国際労働会議のやってる事は職業病とか災害防止とかの純技術的国際労働会議のやってる事は職業病とか災害防止とかの純技術的国際労働会議のやってる事は職業病とか災害防止とかの純技術的

こぎとう らく夙の昔に 次々に官側からの反対で労働会議から脱退して居

支持論です では小遣銭を稼ぎ名を売る人にて真実労働者の生活の向上を願ふては小遣銭を稼ぎ名を売る人にて真実労働者の生活の向上を願ふでは小遣銭を稼ぎ名を売る人にて真実労働者の生活の向上を願ふが働運動者の中から起ったと曰はれますか

唱ふべきものでなかったかと考へて居ます無用論を唱へ外務当局は国交及通商上より国際労働協力継続論を所高所より考へれば厚生省当局は労働立法の上より国際労働協力小生はもし洋行の機会とか予算とかその他属僚的考へを捨てて大

すか 上述の如き通商上の悪影響をのみ恐れて居ますりから日へば日本の之に協力する余地はなくなったものと思いま来の大業に従事して粉骨砕身この事に従ふべく四十時間制などと来の大業に従事して粉骨砕身この事に従ふべく四十時間制などと来の大業に従事して粉骨砕身この事に従ふべく四十時間制などと来の大業に従事して粉骨砕身この事に様を屈してヴェルウや欧洲では英仏等の所謂民主国は独逸の前に膝を屈してヴェル

合は独伊も入るべく日本も新に参加の機会もありませうあり)国際経済社会機関とすべしとの意見もありますか、その場収する事に依りアメリカその他五ケ国の非聯盟国を保有するの利当地では労働機関に聯盟の経済部を吸収して(労働機関の方に吸

最近欧洲の政情局外者として新聞とラヂオとで見聞きしつつ思

Š

帰って同胞と共に不自由な生活も致し度、帰朝の日を待って居まままに批評して居るのも面白いが、然しやはり非常時の故国に

様にも宜しく Golf は如何ですか 先は右乍延引卑見まで 余は拝眉の上 三谷さんに宜しく 奥 す

十月二十日

雪寸熊准兼

在寿府

北岡寿逸

各種分担金ハ本年度分モ支払ハサル所存ナリ」との回答がなされたの 1) 力関係も「今次ノ協力終止ノ意思表示ニ依リ直ニ終了ストノ見解ヲ採 時ニ払込マルルコト然ルヘキカト存ス」との意見具申電が送付されて シキ引懸ヲ残ササル趣旨ヨリ先手ヲ打チ本年度分担金ヲ日割其 ナキハ申迄モナク当然之ヲ一蹴スヘキモノト思考」し、 トノ見解」を有することを知り、 方ニテ適当ト認ムル計算法ニ依リ算出ノ上我方ノ同機関脱退通告ト 、予告ヲ必要トシ従テ分担金モ脱退通告後二箇年間ハ支払ノ義務アリ 居レリ而テ今回ノ措置ハ連盟側ノ十六条適用ニ由来スルモノナレハ 、場合ニ於ケル同機関分担金」につきILO事務局に問い合わせた結 それと同時に在寿府宇佐美局長代理からは、 同局が しかし、これに対して近衛文麿外務大臣からは、 「聯盟規約ノ類推解釈ニ依リ労働機関脱退ニ付テモニ箇年 これは「不当ニシテ何等法律上根拠 「ILOトノ協力断 ILOとの協 「将来ニ煩 分他 同

されることとなった。(29) 種々質問があり、三谷条約局長及び広瀬厚生次官よりそれぞれ回答し、 伴う連盟諸国との関係及び実施に伴うその後の国際関係などにつき ヒタルモノ」と説明するなど、 実上ノ関係ナリト思考シタルカ故ニ此ノ度之ヲ止ムルトノ意味ニテ用 マテ継続セル協力ヲ今後継続セサル意味ニシテ、今日マテノ協力ハ事 びにその実行方法につき説明がなされた。これに対して、石井菊次郎 二七日の同審査委員会では近衛首相兼外務大臣より御諮詢案の趣旨並 委員協議の結果政府方針は承認され、一一月二日の定例本会議に上程 委員より 名により原嘉道副議長を委員長とする九名の審査委員に付託されて、 その後本件は、 「終止」の意味についての質問に、三谷条約局長より「今日 枢密院に回付され、 原委員長はじめ各委員より協力終止に 枢密院では平沼騏 郎議長の指

ムル 協力関係終止ノ件審査報告」には、 機関トノ 帝国ガ世界ノ平和ニ寄与スル為メ聯盟ヲ脱退シタルニ拘ラズ尚聯盟諸 後継続シ来レル聯盟諸機関トノ協力関係ヲ終止セントスルモノニシテ 十六条所定ノ制裁措置ノ発動ヲ容認シタルニ因リ帝国ガ国際聯盟脱退 二関シ国際聯盟理事会ガ支那ノ提訴ニ基キテ帝国ニ対スル聯盟規約第 その際に提出された一〇月二九日付の「帝国ト国際聯盟諸機関トノ ノ外ナシ然レドモ曩ニ帝国 ハザル所ナリト雖之ヲ当面 、間ニ持続セル協力関係ヲ今ニ於テ断絶スルハ遺憾ノ念ナキコ ノ事態ニ照シ亦已ムヲ得ザルモノト認 ノ聯盟脱退ニ 「按ズルニ本件ハ今次ノ日支事変 際シ渙発セラレタル大詔

Ι

其ノ他聯盟機関以外ノ外交機関ヲ通ジテ依然各般ノ平和的及人道的 置ノ実行ニ当リテ慎重ナル考慮ヲ加へ其ノ善後処置ニ遺漏ナキヲ期 和的及人道的国際事業」との協力は依然として継続されることも記さ 際事業ニ協力スルニ努ムベキコト当然ナリ」として、「聯盟諸 れていたことは、注目されてもよいであろう。 、協力関係」は終止するが、「聯盟機関以外ノ外交機関」 叡旨ハ炳トシテ日月ノ如シ政府当局ハ宜シク常ニ之ヲ奉体シ本件措 による「平

サル如ク就中労働機関ニ於テハ特ニ遺憾ノ念強キモノノ如シ」とい 基キ第十六条ノ規定ハ帝国ニ適用セラレ得ヘシトスル報告ヲ採用シタ 訓令ニ依リ、九月三十日国際聯盟理事会カ聯盟規約第十七条第三項 可決され、 た反響が報告される一方で、 キ此ノ決定ノ為ニ日本ノ協力ヲ失ヒタリトテ残念カリ居ル者モ鮮カラ 際会議事務局長代理からは、「 ある。この連盟との協力終止の通報に対して、 なされ、 ルコトニ決定シタル旨茲ニ貴下ニ通告スルノ光栄ヲ有ス」との通告 国際聯盟脱退後継続シ来レル帝国ノ聯盟諸機関ニ対スル協力ヲ終止 ル結果新二帝国ト国際聯盟トノ間ニ発生シタル事態ニ鑑ミ帝国政 ノール (Joseph L. Avenol) それはともかくとして、一 LO事務局長より、 ILOを含む国際連盟と日本との紐帯はここに断たれたので 前記方針に従い、 「日本ハー九四〇年十一月三日ヲ以テ労働機関 北岡ILO帝国事務所長にはワイナント 連盟事務総長宛に、「本官ハ帝国政府 天羽英二国際会議帝国事務所長よりアブ 一月二日の枢密院本会議において本件は 「聯盟事務局ニ於テハ聯盟ハ何等実効ナ 在ジュネーヴ字佐美国

ク『メンバー』タラサルニ至ルへキ旨」の通報がなされていた。
はい。
のである。翌一九四〇年一月一六日には、「鮎澤の支局長としての主なかくして一九三九年五月三一日には、「鮎澤の支局長としての主なのである。翌一九四〇年一月一六日にはワイナントILO事務局長から有田八郎外務大臣宛てに、律儀にも、一九三八年一一月二日までの一〇ケ月と二日分(During ten months and two days of 1938)のILO分担金の支払いを要請してきた際には、日本政府は「聯盟諸機関トノ協力終止ノ経緯ニモ鑑ミ何等回答ヲ発セサルコトトシ盟諸機関トノ協力終止ノ経緯ニモ鑑ミ何等回答ヲ発セサルコトトシタ」のであった。

(3)

となったのである。 (McGill University) に移転され、ILOは実質的に活動停止状態務局自体もジュネーヴからカナダのモントリオールマックギル大学務日にでの年の二月七日、ヨーロッパ戦線の激化に伴い、ILO事

注

(1)『日本外交文書 日中戦争 第三冊』一五八三―一六一四頁 第84、88、

Second Report of the Sub-Committees of the Far-East Advisory Committee adopted by the Committee on October 5th, 1937 (League of Nations document, A.80.1937. VII. Geneve, October 5, 1937),

Thomas W. Burkman, Japan and the league of Nations Empire and

World Order, 1914-1938 (Dec. 2007, University of Hawaii Press) pp.207-208

(2)『日本外交文書 日中戦争 第三冊』一六四三―一六四四頁 第12文書

『日本外交文書 日中戦争 第三冊』一六六〇—一六六三頁 第24章

3

(4)『日本外交文書 日中戦争 第一冊』一九一—一九二頁 第73文書

「国際労働機関協力問題」(昭和一二年一二月一六日 条三)(茗荷谷記録

一件」第三巻

5

B515「国際連盟労働総会関係

6

谷記録 B515) 国事務所長より広瀬久忠内務省社会局長官宛電報第九二、九三号(茗荷国事務所長より広瀬久忠内務省社会局長官宛電報第九二、九三号(茗荷昭和一二年一一月二九日及び一二月一四日発在ジュネーブ北岡ILO帝

(7) 茗荷谷記録 B515

一三年勅令第七号)(昭和一三年一月八日付『大阪朝日新聞』)耳LOに関する所掌事務もこれに移すこととした(厚生省官制、昭和耳LOに関する所掌事務もこれに移すこととした(厚生省を設置し、結核など伝染病への罹患防止、傷痍軍人や戦死者の遺族に関する行政機(8)昭和一三年一月一一日、当時の陸軍大臣寺内寿一は、国民の体力向上、

(9)茗荷谷記録 B516「国際連盟労働総会関係一件」 第四

事宛電報第五二号(茗荷谷記録 B516) (10) 昭和一三年五月一八日発広田外務大臣より在寿府宇佐美局長代理兼総領

茗荷谷記録 B516

 $\widehat{11}$

12

Jaci Leigh Eisenberg, Butler Harold Beresford, Biographical Dictionary of Secretaries-General of International Organizations

(www.ru.nl/fm/iobio)

- 長宛公信労発第一一九号(茗荷谷記録 B516) (13) 昭和一三年五月二三日付成田一郎厚生省労働局長より三谷外務省条約局
- 三機密第一六五号(茗荷谷記録 B516) (4)昭和一三年五月二四日付三谷条約局長より成田厚生省労働局長宛公信条
- 公信厚生省外労第一〇一号(茗荷谷記録 B516) 公信厚生省外労第一〇一号(茗荷谷記録 B516)
- 兼発行)三頁(16)「局長報告 一九三八」(昭和一三年七月八日 国際労働局東京支局編輯
- 宛電報第一三五号(茗荷谷記録 B516) 宛電報第一三五号(茗荷谷記録 B516)
- (18) 昭和一三年六月一一日北岡代表より成田労働局長宛電報第四○号(茗荷
- 臣宛電報第一三九号(外務省記録 B.9.12.0.1-24「国際連盟労働総会関係(19) 昭和一三年六月一三日発在寿府宇佐美局長代理兼総領事より宇垣外務大

第二十四回総会関係

- 宛電報第一八七号(茗荷谷記録 B517「国際連盟労働総会関係一件」 第(20)昭和一三年七月七日発在寿府宇佐美局長代理兼総領事より宇垣外務大臣
- (21) 『日本外交文書 日中戦争 第三冊』 一七四五— 一七六九頁 Geneva, September 1938 The Consul at Geneva (Bucknell) to the Secretary of State (Foreign Relations of the United States,

1938, Volume III. The Far East pp.508-514)

- 臣宛電報第二八二号(茗荷谷記録 B517) (22)昭和一三年九月三〇日発在寿府宇佐美局長代理兼総領事より近衛外務大
- 機関トノ協力終止関係」 (23)外務省記録 B.9.1.0.3-2「帝国政府ノ国際連盟脱退関係一件 国際聯盟諸

一七七四—一七七五頁、 第92、93、95文書 日中戦争 第三冊』一七七○、一七七一、

条三機密第三四八号(茗荷谷記録 B517) 昭和一三年一〇月四日付堀内謙介外務次官より広瀬久忠厚生次官宛公信

 $\widehat{24}$

- 件 国際聯盟諸機関トノ協力終止関係」) 帝国ト聯盟ノ協力関係処理案」(一○月五日)、「聯盟トノ協力関係断絶ニ関スル対処要綱」(一○月)、「国際聯盟諸機関トノ協力終止ノ実施要項」(一○月九日)、「聯盟ノ協力関係断絶ニ(一○月九日)、「聯盟ノ協力関係断絶ニ(元)、「日支事変ニ関シ聯盟理事会ノ規約第十六条適用ニ関スル報告採択ニ伴フ(25)」「日支事変ニ関シ聯盟理事会ノ規約第十六条適用ニ関スル報告採択ニ伴フ(25)」「日支事変ニ関シ聯盟理事会ノ規約第十六条適用ニ関スル報告採択ニ伴フ(25)」「日支事変ニ関シ聯盟理事会ノ規約第十六条適用ニ関スル報告採択ニ伴フ(25)」「日支事変ニ関シ聯盟理事会ノ規約第十六条適用ニ関スル報告採択ニ件フ(25)」「日支事変ニ関シ聯盟理事会ノ規約第十六条適用ニ関スル報告採択ニ件フ(25)」「日支事変ニ関シ聯盟理事会ノ規約第十六条適用ニ関スル報告採択ニ件フ(25)」
- (26) 外務省記録 B.9.1.0.8-2
- 報第三〇八号(外務省記録 B.9.12.0.3-5「国際労働事務局関係一件 経費(27)昭和一三年一〇月二一日発在寿府宇佐美局長代理より近衛外務大臣宛電
- 一四○号(外務省記録 B.9.1.0.8-2) 昭和一三年一○月二四日発近衛外務大臣より宇佐美局長代理宛電報第

分担金関係」

- (29) 外務省記録 B.9.1.0.8-2
- (30) 『日本外交文書 日中戦争 第三冊』 一七七五—一七七八頁、第95文書

General

and

Europe, p.329)

付記

31 海野芳郎 頁 『国際連盟と日本』(昭和四七年二月、 原書房)三〇七一三一〇

Thomas ₩. Burkman, op. cit., pp. 208-209

32 『日本外交文書 日中戦争 第三冊』一七七八—一七七九頁、 第996文書

33 昭和一三年一一月五日発宇佐美局長代理より有田外務大臣宛電報第三二 六号(茗荷谷記録 B517)

浪江健雄 「国士舘を支えた人々

鮎澤巌」(『国士舘史研究年報2011』

34

二〇四頁

35

36 外務省記録 昭和一五年一月二〇日付三谷条約局長より厚生省労働局長宛公信条三普 B.9.12.0.3-5

昭和一五年八月二一日発在寿府小林亀久雄国際会議帝国事務局長代理よ

通第三二号(茗荷谷記録 B519「国際連盟労働総会関係一件」

第七巻)

37

り松岡洋右外務大臣宛電報第一九七号(外務省記録 Geneva, 事務局関係」) (Tittmann) to the Secretary August 31, 1940 The of State (FRUS, 1940, Volume II Consul General B.9.12.0.3 「国際労働 at Geneva

(『日本外交文書』 編纂委員